

簡易公募型プロポーザル方式に準じた発注方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 23 年 8 月 4 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所長 足達 正明

1. 業務の概要

- (1) 業務名 平成 23 年度 海洋文化館展示詳細設計 (その 2) 業務 (電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、過年度に検討した海洋文化館の展示計画の成果に基づき、海洋文化館の展示実施設計並びに数量積算を行うものである。
- (3) 履行期限 契約締結の翌日 ~ 平成 24 年 3 月 30 日
- (4) 業務実施形態
本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業、又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

予算決算及び会計令 (昭和 22 年 勅令第 165 号) (以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

沖縄総合事務局における平成 23・24 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。また、沖縄総合事務局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

建築士法 (昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

本業務に係る申込者は、(社) 沖縄しまたて協会と資本若しくは人事面 (出向及び派遣含む) において関連がない者であること。

(2) 設計共同体

(1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」 (平成 23 年 8 月 4 日 付け沖縄総合事務局開発建設長) に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から平成 23 年度 海洋文化館展示詳細設計 (その 2) 業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格 (以下、「設計共同体としての資格」という。) の認定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準 (原則 5 者程度選定)

平成 13 年 4 月 1 日以降の同種又は類似業務の実績

平成 18 年 4 月 1 日以降の国土交通省等及び沖縄総合事務局開発建設部の成績評価
事故及び不誠実な行為

4. 技術提案書を特定するための評価基準

平成 13 年 4 月 1 日以降の同種又は類似業務の実績

平成 18 年 4 月 1 日以降の国土交通省等及び沖縄総合事務局開発建設部の成績評価
C P D 取得単位の状況

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案 (技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。)

5. 手続等

(1) 担当部局

〒905 - 0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所総務課総務係
電話：0980 - 48 - 3140
FAX：0980 - 48 - 3793
E-mail：shimoji714@ogb.cao.go.jp

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間は平成23年8月4日(木)から平成23年8月11日(木)まで電子入札システムにより交付する。なお、これによりがたい場合は、(1)に照会すること。

(3) 参加表明書の受領期限並びに、提出及び受領方法

平成23年8月4日(木)から平成23年8月11日(木)の9時00分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成23年8月4日(木)から平成23年8月11日(木)の9時00分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)上記5(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。)すること。

(4) 技術提案書の受領期限並びに、提出及び受領方法

平成23年8月22日(月)から平成23年9月5日(月)の9時00分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成23年8月22日(月)から平成23年9月5日(月)の9時00分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)上記5(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。)すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否。 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。 無。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(6) 上記2(1) に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業又は上記2(2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 技術提案書に関するヒアリングを行う。

(8) 詳細は業務説明書による。